

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 1 号

令和8年（2026年）9月2日（水）（第1日）

吹田市議会会議録 1 号

令和8年9月定例会

○ 議 事 日 程

令和8年9月2日 午前10時開議

1 会期の決定について

2 議席の変更について

- 3 { 報告第12号 公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団の経営状況の再度報告について
報告第13号 損害賠償額の決定に関する専決処分について
報告第14号 損害賠償額の決定に関する専決処分について
報告第15号 令和7年度吹田市一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第16号 令和7年度吹田市一般会計事故繰越し繰越計算書について
報告第17号 令和7年度吹田市公共用地先行取得特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第18号 令和7年度吹田市水道事業会計予算繰越計算書について
報告第19号 令和7年度吹田市下水道事業会計予算繰越計算書について
報告第20号 地方独立行政法人市立吹田市民病院の経営状況について
報告第21号 地方独立行政法人市立吹田市民病院令和7年度の業務実績に関する評価結果の報告について
報告第22号 地方独立行政法人市立吹田市民病院第3期中期目標期間の業務実績に関する評価結果の報告について
報告第23号 債権の放棄について
- 4 { 議案第87号 吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第88号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第89号 吹田市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第90号 吹田市議会議員及び吹田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第91号 吹田市消防保安事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第92号 市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（建築工事）請負契約の締結について
議案第93号 市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（電気設備工事）請負契約の締結について
議案第94号 市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（機械設備工事）請負契約の締結について
議案第95号 吹田市文化会館非常用発電設備及び直流電源装置更新工事請負契約の一部変更について
議案第96号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について
議案第97号 令和8年度吹田市一般会計補正予算（第2号）
議案第98号 令和8年度吹田市水道事業会計補正予算（第1号）

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出席議員 33 名

1 番	益 田 洋 平	2 番	梶 川 文 代
3 番	五 十 川 有 香	4 番	西 岡 友 和
5 番	久 保 直 子	6 番	中 西 勇 太
7 番	今 西 洋 治	8 番	後 藤 恭 平
9 番	澤 田 直 己	10 番	玉 井 美 樹 子
11 番	山 根 建 人	12 番	村 口 久 美 子
13 番	後 藤 久 美 子	14 番	川 田 尚
15 番	江 口 礼 四 郎	17 番	浜 川 剛
18 番	井 上 真 佐 美	19 番	野 田 泰 弘
20 番	竹 村 博 之	21 番	塩 見 み ゆ き
22 番	柿 原 真 生	23 番	清 水 亮 佑
25 番	林 恭 広	27 番	白 石 透
28 番	有 澤 由 真	29 番	矢 野 伸 一 郎
30 番	小 北 一 美	31 番	橋 本 潤
32 番	乾 詮	33 番	高 村 将 敏
34 番	井 口 直 美	35 番	泉 井 智 弘
36 番	藤 木 栄 亮		

○ 欠席議員 0 名

○ 出席説明員

市 長	後 藤 圭 二	副 市 長	春 藤 尚 久
副 市 長	辰 谷 義 明	危 機 管 理 監	山 下 栄 治
総 務 部 長	井 田 一 雄	行 政 経 営 部 長	北 澤 直 子
税 務 部 長	中 村 大 介	市 民 部 長	岡 松 道 哉
都 市 魅 力 部 長	脇 寺 一 郎	児 童 部 長	道 場 久 明
福 祉 部 長	梅 森 徳 晃	健 康 医 療 部 長	今 峰 み ち の
保 健 所 長	松 林 恵 介	環 境 部 長	道 澤 宏 行
都 市 計 画 部 長	清 水 康 司	土 木 部 長	梶 崎 浩 明
下 水 道 部 長	愛 甲 栄 作	会 計 管 理 者	伊 藤 さ お り
消 防 長	山 田 武 史	水 道 事 業 管 理 者 職 務 代 理 者 水 道 部 長	原 田 有 紀
理事（子育て支援センター担当）	岡 田 貴 樹	理 事（公共施設整備担当）	木 村 博 一
理事（地域整備担当）	野 口 裕 嗣	教 育 長	大 江 慶 博
学 校 教 育 部 長	大 山 達 也	教 育 監	植 田 聡
地 域 教 育 部 長	二 宮 清 之		

○ 出席事務局職員

局 長	岡 本 太 郎	次 長	守 田 祐 介
参 事	東 貴 一	主 幹	森 岡 伸 夫
主 幹	水 落 康 介	主 任	角 田 詩 織
書 記	鈴 木 健 将		

○
(午前10時 開会)

○橋本 潤議長 ただいまから9月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議事に先立ち、一言申し上げます。

市議会において、市を挙げてガンバ大阪のさらなるホームタウン活動を推進する決議を全員賛成で可決してから本年度11年を迎えます。平成27年の決議以降、本市はガンバ大阪とパートナーシップ協定を締結し、ガンバ大阪と共に地域に根差したホームタウン活動を数多く実施してまいりました。こうした取組の積み重ねにより、J1リーグホームゲームの年間来場者数が令和6年、7年と過去最高を更新し続けるなど、本市とガンバ大阪が共に築いてきた協力関係が着実に実を結んでおります。今後もホームタウン活動のさらなる推進を願い、議員並びに理事者各位がガンバ大阪のユニフォームを着用し、本会議に臨んでおりますことを御報告させていただきます。

次に諸般の報告をいたします。

応招議員は33人、ただいまの出席議員は33人でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてありますので、それにより御承知願います。

本定例会の会議録署名議員を私から指名いたします。

す。

11番 山根議員、19番 野田議員、23番 清水議員、以上の議員にお願いいたします。

そのほか、本定例会の議事説明につきましては、別紙、お手元に配付いたしてあります令和8年9月定例会議場座席表に記載の議事説明員のとおりに、出席要請いたしましたので、御承知願います。

次に、本年6月30日付で、吹田党・参政党議員団の会派構成員が3人となったことに伴い、当会派から議会運営委員会委員として後藤恭平議員の推薦がありました。閉会中のため、議長において委員会条例第6条第1項ただし書の規定により、同日付で、後藤恭平議員を議会運営委員会委員に指名し、選任いたしました。

その後、本年8月31日付で同会派の会派構成員が異動したことに伴い、後藤恭平議員から議会運営委員会委員の辞任届が提出され、辞任を許可いたしました。

また同日付で、会派名を「一歩ずつ前へ」から変更された、吹田党の会派構成員が3人となったことに伴い、同会派から議会運営委員会委員として、澤田議員の推薦がありましたが、閉会中のため、議長において、委員会条例第6条第1項ただし書の規定により、同日付で澤田議員を議会運営委員会委員に指名し、選任いたしましたので御報告いたします。

議 場 座 席 表

令和8年9月定例会
(2026年)

事務局席											
議会議務局長 岡本 太郎		議長 橋本 潤									
演 壇				税務部長 中村 大介		理事（地域整備担当） 野口 裕嗣		土木部長 梶崎 浩明		地域教育部長 一宮 清之	
				教育監 植田 聡		学校教育部長 大山 達也					
				総務部長 井田 一雄		行政経営部長 北澤 直子		市民部長 岡松 道哉		都市魅力部長 脇寺 一郎	
				児童部長 道場 久明		理事（子育て支援センター担当） 岡田 貴樹		福祉部長 梅森 徳晃			
				市長 後藤 圭二		副市長 春藤 尚久		副市長 辰谷 義明		危機管理監 山下 栄治	
				保健所長 松林 恵介		健康医療部長 今峰 みちの		消防長 山田 武史			
				水道事業管理者職務代理者水道部長 原田 有紀		教育長 大江 慶博		環境部長 道澤 宏行		下水道部長 愛甲 栄作	
				伊藤 さおり		理事（公共施設整備担当） 木村 博一		都市計画部長 清水 康司			

 = 議事説明員

9 (参政党) 中西 勇太			8 (すいた党) 後藤 恭平			7		
6			5 (参政党) 久保 直子			4 (立憲民主党) 西岡 友和		
3 (市民と歩む議員の会) 五十川 有香			2 (市民と歩む議員の会) 梶川 文代			1 (日本共産党) 益田 洋平		
19 (公明党) 野田 泰弘			18 (公明党) 井上 真佐美			17 (公明党) 浜川 剛		
16			15 (大阪維新の会) 江口 礼四郎			14 (大阪維新の会) 川田 尚		
12 (日本共産党) 村口 久美子			11 (日本共産党) 山根 建人			10 (日本共産党) 玉井 美樹子		
30 (公明党) 小北 一美			29 (公明党) 矢野 伸一郎			28 (自民党吹田・無所属の会) 有澤 由真		
27 (自民党吹田・無所属の会) 白石 透			26 (すいた党) 澤田 直己			25 (大阪維新の会) 林 恭広		
22 (日本共産党) 柿原 真生			21 (日本共産党) 塩見 みゆき			20 (日本共産党) 竹村 博之		
36 (自民党吹田・無所属の会) 藤木 栄亮			35 (自民党吹田・無所属の会) 泉井 智弘			34 (大阪維新の会) 井口 直美		
33 (大阪維新の会) 高村 将敏			32 (大阪維新の会) 乾 註			31 (大阪維新の会) (橋本 潤)		

○橋本 潤議長 議事に先立ち、市長の挨拶を受けることにいたします。市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 おはようございます。9月定例会の開会に当たり、今議会に提案を予定しております案件について御説明をさせていただきます。

報告案件といたしまして、公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団の経営状況の再度報告等12件、条例案件といたしまして、吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定等5件、単行事件といたしまして市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（建築工事）請負契約の締結等5件、予算案件といたしまして、令和8年度吹田市一般会計補正予算（第2号）等2件でございます。

以上のほかに追加予定案件といたしまして、報告案件で令和7年度吹田市決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率等に関する報告が1件、単行事件として令和7年度吹田市水道事業会計剰余金の処分等2件、認定案件として、令和7年度の一般会計をはじめといたします各会計の決算11件につきましては、それぞれ準備が整い次第、追加提案をさせていただきますと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、案件外といたしまして、人権擁護委員の推薦につきましては、令和8年（2026年）12月31日付で任期満了となられます中村真二委員の後任につきまして、また、令和9年（2027年）6月30日付で任期満了となられます藤原俊介委員及び吉川英次委員の後任につきまして、それぞれ法務大臣に推薦するために必要な議会の御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

以上が、今回提案を予定しております案件でございます。

それぞれの詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○橋本 潤議長 これより議事に入ります。

○橋本 潤議長 日程1 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日から9月29日までの28日間といたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、会期は28日間と決定いたしました。

○橋本 潤議長 次に、日程2 議席の変更についてを議題といたします。

会派の異動により、9番 中西議員、24番 今西議員及び26番 澤田議員から、議席変更の申出がありましたので、9番 中西議員の議席を6番に、24番 今西議員の議席を7番に、26番 澤田議員の議席を9番にそれぞれ変更したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま申し上げましたとおり議席を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま申し上げましたとおり議席を変更することに決しました。

それでは、9番 中西議員、24番 今西議員及び26番 澤田議員は、ただいま決定いたしました議席にそれぞれお着き願います。

○橋本 潤議長 次に、日程3 報告第12号から報告第23号までを一括議題といたします。

まず、報告第12号について、理事者の説明を求めます。春藤副市長。

（春藤副市長登壇）

○春藤尚久副市長 御上程いただきました報告第12号 公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団の経営状況の再度報告につきまして、御説明申し上げます。

同事業団の経営状況につきましては、本年5月28日に報告第7号にて御報告申し上げたところでございますが、当該報告に当たり、同事業団より提出を受けていた報告書の一部に誤謬があったことにより

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

報告第7号の記載内容にも誤りが生じておりました。深くおわび申し上げ、正しい内容にて再度報告させていただくものでございます。

お手元に配付いたしております議案書23ページの貸借対照表及び31ページの財産目録につきまして、それぞれ修正させていただいております。

今後につきましては、担当部局におきまして一層入念な確認を行うとともに、同事業団に対しましてもさらなる指導、監督を行い、再発防止に努めてまいります。御了承賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○橋本 潤議長 説明が終わりました。

本件につきましては、理事者から議案書のとおり文書をもって報告がありましたので、それにより御承知願います。

次に、報告第13号から報告第19号までについて理事者の報告を求めます。土木部長。

（土木部長登壇）

○梶崎浩明土木部長 御上程いただきました報告第13号の損害賠償額の決定に関する専決処分について、御説明申し上げます。

このような御報告を申し上げることににつきまして、誠に申し訳なく存じております。

議案書37ページをお願いいたします。

専決処分年月日は本年8月13日、損害賠償額は19万8,000円、賠償の相手方は吹田市千里丘上36番1号のルネシーズنز千里の丘団地管理組合でございます。

事故の概要でございますが、本年4月30日、千里丘上公園内の樹木が腐朽が進行していたために倒れ、同公園東側に隣接するルネシーズنز千里の丘団地のマンション駐輪場の屋根に接触し、損傷を与えたものでございます。

なお、この事故によります損害賠償金につきましては、施設賠償責任保険から全額給付されるものでございます。

事故後、原因となった樹木を撤去するとともに、新たな倒木を防止するための公園内樹木の保全伐採を実施いたしました。

公園内樹木につきましては適正管理に努めてきた

ところでございますが、より一層の注意を払い、事故防止に努めてまいりますので、何とぞ御了承賜りますようお願い申し上げます。

○橋本 潤議長 消防長。

（消防長登壇）

○山田武史消防長 御上程いただきました報告第14号 損害賠償額の決定に関する専決処分につきまして、御説明申し上げます。

このような御報告を申し上げることににつきまして、誠に申し訳なく存じます。

議案書の39ページをお願いいたします。

専決処分年月日は、本年8月19日、損害賠償額は9万8,670円でございます。

事故の概要でございますが、本年5月5日午前零時9分頃、吹田市江坂町1丁目1番11号のマンションにおいて、安否確認の要請を受けて出動した西消防署職員が、対象住戸にベランダから進入するため、隣の住戸のベランダから移動しようとした際にパーティションに接触し、これを破損したものでございます。

なお、この事故によります損害賠償金につきましては、一般財団法人全国消防協会消防業務賠償責任保険から全額給付されるものでございます。

現場活動につきましては万全を期すよう常々指導しているところでございますが、事故後、事故の内容を共有し検証を行うとともに、活動時の事前確認や情報共有、ベランダ乗り移り等の活動技術に関する教養・訓練を実施するなど、改めて安全管理の徹底を図るよう、職員に対して注意喚起を行いました。

今後とも、業務執行上の安全管理につきましては、なお一層の注意を払い、再発防止に努めてまいりたいと存じますので、何とぞ御了承賜りますようお願い申し上げます。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

（行政経営部長登壇）

○北澤直子行政経営部長 御上程いただきました報告第15号から報告第17号につきまして、一括して御説明を申し上げます。

これらは、繰越しに係る報告でございますが、報告第15号及び第17号につきましては、令和7年度

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

（2025年度）各会計におきまして、地方自治法第213条の規定による繰越明許費として御承認いただき、令和8年度（2026年度）へ繰越しを行ったものにつきまして、同法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるもの、報告第16号につきましては、地方自治法第220条第3項の規定に基づき、事故繰越しいたしたものにつきまして、同法施行令第150条第3項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

まず、41ページ報告第15号 令和7年度吹田市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、御説明を申し上げます。

42ページ、43ページをお願いいたします。

第2款 総務費、第1項 総務管理費のスポーツグラウンド等管理事業から、44ページ45ページに移りまして、第10款 教育費、第6項 保健体育費の中学校給食事業までの22事業につきまして、前年度の国の補正予算による交付金を活用して実施している事業のほか、関係者との協議、調整に日数を要したことなどの理由により、合計64億2,554万6,241円を繰り越したものでございます。

続きまして、47ページ報告第16号 令和7年度吹田市一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして、御説明を申し上げます。

48ページ、49ページをお願いいたします。

第2款 総務費、第1項 総務管理費の情報システム運用事業につきまして、セキュリティ強化対策システムの変更対応に必要な管理サーバーのバージョンアップが実施できず、原因の特定に時間を要したことにより、805万2,000円を繰り越したものでございます。

続きまして、51ページ、報告第17号 令和7年度吹田市公共用地先行取得特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、御説明を申し上げます。

52ページ、53ページをお願いいたします。

第1款、第1項 用地取得費の千里丘朝日が丘線用地取得事業につきまして、関係者との協議、調整に日数を要したことにより、1億9,784万410円を繰り越したものでございます。

報告第15号から報告第17号の説明は以上でございます。

ます。

よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

○橋本 潤議長 水道事業管理者職務代理者。

（水道事業管理者職務代理者水道部長登壇）

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 御上程いただきました報告第18号 令和7年度吹田市水道事業会計予算繰越計算書につきまして、御説明申し上げます。

本報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の予算繰越しにつきまして、同条第3項の規定に基づき御報告申し上げるものでございます。

議案書56ページ、57ページをお願いいたします。

予算繰越しの内容でございますが、上水道施設等整備事業として、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費において予算計上した額58億456万5,000円のうち10億4,616万円を翌年度に繰り越したものでございます。

下段に、翌年度繰越し額の内訳をお示ししておりますが、これら9件のうち5件は、関係者との協議、調整に期日を要したことにより、令和7年度内に完成しないため繰り越したものでございます。

残り4件につきましては、国の令和7年度補正予算に伴い、追加で国庫補助の対象としたことによるものでございます。

報告第18号の説明は以上でございます。

よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

○橋本 潤議長 下水道部長。

（下水道部長登壇）

○愛甲栄作下水道部長 御上程いただきました報告第19号 令和7年度吹田市下水道事業会計予算繰越計算書につきまして、御説明申し上げます。

本報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定によります建設改良費の予算繰越し及び地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定によります事故繰越しにつきまして、同条第3項の規定により御報告申し上げます。

議案書の60ページ61ページをお願いいたします。

予算繰越しの内容でございますが、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費におきまして、予算計

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

上した額36億5,687万7,693円のうち、7億3,305万円を翌年度に繰り越したものでございます。

62ページ、63ページに翌年度繰越し額の内訳をお示ししております。

9件のうち5件は関係機関や地元との協議、調整に期日を要したことなどにより、令和7年度に完成できなかったものでございます。

残り4件につきましては、国の令和7年度補正予算に伴い追加で国庫補助の対象としたことによるものでございます。

議案書の64ページ、65ページをお願いいたします。

事故繰越しの内容でございますが、第1款 下水道事業費用、第3項 特別損失におきまして予算計上した額6億2,651万円のうち6億2,605万2,000円を翌年度に繰り越したものでございます。

66ページ、67ページに翌年度繰越し額の内訳をお示ししております。

本件は、南吹田下水処理場焼却施設解体撤去工事に伴いまして、土壌汚染及び地中障害物の対応に期日を要したことにより、令和7年度に完成できなかったものでございます。

以上が、報告第19号 令和7年度吹田市下水道事業会計予算繰越し計算書の概要でございます。

よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

○橋本 潤議長 報告が終わりました。

次に、報告第20号から報告第23号までにつきましては、理事者から議案書のとおり文書をもって報告がありましたので、それにより御承知願います。



○橋本 潤議長 次に、日程4 議案第87号から議案第98号までを一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。総務部長。

（総務部長登壇）

○井田一雄総務部長 御上程いただきました議案第87号及び議案第90号の提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第87号 吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書343ページを御覧いただきたいと思います。

本案は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正に伴う規定整備を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、議案参考資料5ページの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと思います。

第4条第1項の改正でございますが、同法において、社会通念上相当な範囲を超えた言動に対し、必要な雇用管理上の措置を講じることが事業主の義務とされたことに伴い、努力義務の規定を義務規定に改正するものでございます。

議案書の343ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございますが、この条例は本年10月1日から施行することといたしております。

なお、参考資料といたしまして議案参考資料の7ページに本案の概要をお示しいたしております。

次に、議案第90号 吹田市議会議員及び吹田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書351ページを御覧いただきたいと思います。

本案は、昨年6月4日に公職選挙法施行令が改正され、国政選挙における選挙運動の公費負担に係る単価等について、最近における物価の変動分を引き上げる改定が行われたことに伴い、その改正内容に準じ、吹田市議会議員及び吹田市長の選挙における選挙運動の公費負担に係る単価等につきましても、同様の改定を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、議案参考資料41ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと思います。

第6条及び第8条の改正につきましては、選挙運動用ビラの印刷費に係る単価の限度額を、1枚につき7円73銭から8円38銭に改定するものでございます。

第9条の改正につきましては、選挙運動用ポスタ

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

一の作成について、印刷費に係る単価を1枚につき541円31銭から586円88銭に改定するものでございます。

議案書の351ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、同日以後、その期日を告示される選挙について適用することといたしております。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の43ページに本案の概要をお示しいたしております。

以上が、議案第87号及び議案第90号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○橋本 潤議長 税務部長。

（税務部長登壇）

○中村大介税務部長 御上程いただきました議案第88号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

議案書345ページをお願いいたします。

本案は地方税法の一部改正に伴い、個人市民税におけるひとり親控除の控除額の引上げ及び住宅借入金等特別税額控除の特例措置の延長などを行うほか、バリアフリー改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税への減額措置の創設などを行うものでございます。

以下、改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、9ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

まず、第16条第11項の改正につきましては、個人市民税において同族会社と合わせて株式等の保有割合が3%以上となる者が支払いを受ける配当等について、引き続き総合課税の対象とした上で、配当割の対象とするものでございます。

次に、10ページの第16条の3第1項第8号の2の改正につきましては、ひとり親控除額を30万円から33万円に引き上げるものでございます。

次に、第16条の3の3の改正につきましては、特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合の医療費

控除の特例措置の適用期限を撤廃するものでございます。

次に、13ページの改正案の第16条の8の3につきましては、住宅借入金等特別税額控除について、適用期間を令和25年度まで延長するものでございます。

次に、21ページにかけての第16条の8の5から第16条の8の9までにつきましては、令和6年度及び令和7年度の個人市民税の特別税額控除につきまして、対象となる納税義務者への適用及び減税が終了したことに伴い削除するものでございます。

次に、22ページの改正案の第16条の8の5第2項につきましては、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人市民税の課税の特例を適用しない期間を、令和11年3月31日まで延長するものでございます。

次に、25ページから26ページまでにかけての第16条の10の改正につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人市民税の所得割を軽減する特例措置について、令和11年度まで延長するとともに、譲渡した土地等が譲渡したときにおいて、地滑り防止区域等に存在する場合には、当該特例措置の適用ができないこととするものでございます。

次に、30ページから31ページまでにかけての第23条第4項の改正につきましては、現在、わがまち特例の対象としている再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光発電設備について、対象をペロブスカイト太陽電池に限定し、その償却資産に係る固定資産税の課税標準額を、地方税法の参酌基準と同じ2分の1に軽減することを定めるものでございます。

また、陸上風力発電設備について、その償却資産に係る固定資産税の課税標準額を、地方税法の参酌基準と同じ3分の2に軽減することを定めるものでございます。

続きまして、32ページにかけての改正案の第24条の4につきましては、特別特定建築物のうち政府の補助を受けてバリアフリー改修工事を行った改修特別特定建築物に係る固定資産税額について、地方税法の参酌基準と同じ3分の1を減額することを定めるものでございます。

次に、33ページの改正案の第76条の2でございま

すが、改修特別特定建築物に係る特例について、都市計画税において準用することを定めるものでございます。

なお、固定資産税の課税標準額の軽減割合、固定資産税及び都市計画税の減額割合につきましては、本年7月21日の吹田市市税審議会において諮問を行い、原案のとおり了承するとの答申をいただいているところでございます。

その他の改正につきましては、地方税法等の改正に伴う文言の整理等の規定の整備を行うとともに、所要の規定整備を行うものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、348ページをお願いいたします。

附則第1項は、この条例の施行期日を公布の日と定めるものでございます。ただし一部の改正につきましては、各号にお示しいたしております期日からそれぞれ施行するものでございます。

また、附則第2項及び第3項は、それぞれ必要な経過措置を定めるものでございます。

以上が、本案の提案の理由及びその内容でございます。

参考といたしまして、議案参考資料の35ページに、本案の概要をお示しいたしておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○橋本 潤議長 市民部長。

（市民部長登壇）

○岡松道哉市民部長 御上程いただきました議案第89号 吹田市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書349ページを御覧いただきたいと思います。

本案は吹田市消費生活センターについて主たる相談業務を吹田市朝日町3番203号で行い、バリアフリー対応が必要な方の相談などを同建物内の506号を利用して行っておりましたが、移転集約し、その位置を変更するものでございます。

以下、改正案の内容につきまして、議案参考資料の現行・改正案対照表により、御説明申し上げます。

議案参考資料の37ページを御覧いただきたいと思います。

じます。

第2条第2号の改正でございますが、消費生活センターの位置を吹田市朝日町3番505号に変更するものでございます。

議案書の349ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございますが、この条例は、令和9年（2027年）1月1日から施行することといたしております。

なお、議案参考資料の39ページに、本案の概要をお示しいたしておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上が、本案の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○橋本 潤議長 消防長。

（消防長登壇）

○山田武史消防長 御上程いただきました議案第91号 吹田市消防保安事務手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書353ページを御覧いただきたいと思います。

本案は、高圧ガス保安法の一部が改正されることに伴う規定整備を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、議案参考資料45ページからの現行・改正案対照表をお願いいたします。

46ページにかけての別表第3第10項の改正でございますが、引用しております高圧ガス保安法の条項移動に伴う規定整備を行うものでございます。

議案書の353ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございますが、この条例の施行期日を、本年12月21日と定めるものでございます。

以上が、本案の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○橋本 潤議長 児童部長。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

（児童部長登壇）

○道場久明児童部長 御上程いただきました議案第92号、議案第93号及び議案第94号につき、一括してその概要を説明申し上げます。

市営岸部中（北）住宅跡地複合施設の整備工事に関して、制限付一般競争入札の実施により、去る7月21日に請負業者が決定しましたことから、各契約を締結しようとするものでございます。それぞれの予算につきましては、先の2月定例会におきまして、御可決賜ったところでございます。

議案書355ページを御覧いただきますよう、お願いいたします。

議案第92号 市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事の建築工事につきましては、複合施設の新築工事、外構工事及び昇降機設備工事を実施しようとするものでございます。

工期は本定例会議決後から令和10年3月17日までの予定で、請負金額は11億5,280万円、請負者は森長リールエステート特定建設工事共同企業体でございます。

続きまして、議案書357ページをお願いいたします。

議案第93号 市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事の電気設備工事につきましては、電灯設備工事、動力設備工事等を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から令和10年3月17日までの予定で、請負金額は2億8,080万6,900円、請負者は日本設備・三光電気特定建設工事共同企業体でございます。

続きまして、議案書の359ページをお願いいたします。

議案第94号 市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事の機械設備工事につきましては、空気調和設備工事、換気設備工事等を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から令和10年3月17日までの予定で、請負金額は2億2,041万8,000円、請負者は鳳工業株式会社吹田営業所でございます。

なお、以上3件の参考資料といたしまして、議案

参考資料の47ページから76ページに、工事の概要、請負事業者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、配置図、平面図等を添付しておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○橋本 潤議長 都市魅力部長。

（都市魅力部長登壇）

○脇寺一郎都市魅力部長 御上程いただきました議案第95号及び第96号の提案理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第95号 吹田市文化会館非常用発電設備及び直流電源装置更新工事請負契約の一部変更につきまして、御説明申し上げます。

議案書の361ページをお願いいたします。

本案は、昨年9月の定例会におきまして御可決賜りました工事契約のうち、請負金額を変更するものでございます。

変更理由につきましては、本年2月18日付、国土交通省からの賃金等の急激な変動に対する工事契約書第26条第6項、いわゆるインフレスライド条項の運用についての通知に基づく、受注者からの金額の変更請求があったため、本工事の請負金額を1億8,900万900円から、1億9,259万7,900円とするものでございます。

なお、議案参考資料の77ページに概要をお示ししております。

次に、議案第96号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定につきまして、御説明申し上げます。

このような御提案を申し上げること、誠に申し訳なく存じております。

議案書の363ページをお願いいたします。

本件事故による損害賠償額は53万9,000円、賠償の相手方は本件事故により損害を受けた法人でございます。

議案参考資料79ページをお願いいたします。

事故の概要でございますが、本年6月10日午前8時50分頃、都市魅力部シティプロモーション推進室職員運転の小型乗用車が、吹田第三小学校駐車場におきまして、駐車の際に相手方の小型乗用車に接触

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

し損傷させたものでございます。

示談内容につきましては、自動車修理代及びレンタカー代の損害総額53万9,000円を本市の損害賠償額とするものでございます。

本件の賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済から全額給付されるものでございます。

車両運行上の安全管理につきましては、日頃から注意をいたしているところではございますが、運転者に対して嚴重注意を行うとともに、部内の職員全員に安全運転を心がけるよう、再度注意喚起を行っております。

今後とも安全管理には十分留意をし、事故防止に努めてまいります。

以上が、議案第95号及び第96号の提案理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

（行政経営部長登壇）

○北澤直子行政経営部長 御上程いただきました議案第97号 令和8年度吹田市一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

議案書365ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は、5億960万6,000円を追加し、補正後の総額を1,827億1,154万円とするものでございます。

367ページ下段の歳出の表をお願いいたします。

第2款 総務費、第4項 選挙費で745万5,000円の追加は、期日前投票所の増設等に係る経費でございます。

第8款 土木費、第2項 道路橋梁費で500万円の追加は、自動運転EVバス社会実装事業への参画に係る経費、第6項 住宅費で4億3,427万5,000円の追加は、旧市営岸部北住宅跡地売払い収入の市営住宅整備基金への積立でございます。

第9款、第1項 消防費で3,797万2,000円の追加は、指定避難所における循環型トイレの整備に係る経費でございます。

第10款 教育費、第1項 教育総務費で、2,399

万7,000円の追加は、教育委員会事務局の電話交換器更新に係る経費及び教育ネットワークの再構築等に係る経費でございます。

第3項 中学校費で90万7,000円の追加は、千里丘中学校の教室改修に伴う備品購入費でございます。

次に、上段の歳入の表をお願いいたします。

第14款 府支出金、第3項 委託金で258万4,000円の追加は、総務費委託金で、大阪府議会議員選挙執行委託費委託金及び大阪府知事選挙執行委託費委託金。

第15款 財産収入、第2項 財産売払い収入で4億3,427万5,000円の追加は、不動産売払い収入で、旧市営岸部北住宅跡地に係る土地売払い収入。

第17款 繰入金で、第1項 基金繰入金で3,484万7,000円の追加は財政調整基金繰入金。

第19款 第1項 市債で3,790万円の追加は、消防債で消防防災施設設備整備事業債でございます。

368ページ、369ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございますが、旧職員会館解体撤去工事設計業務から、大阪府議会議員及び知事選挙執行業務までの7事業につきまして、それぞれお示しのとおり追加または変更するものでございます。

370ページ、371ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございますが、消防防災施設設備整備事業につきまして、お示しのとおり限度額を変更するものでございます。

議案第97号の説明は以上でございます。

なお、議案参考資料81ページから102ページに資料をお示しいたしております。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○橋本 潤議長 水道事業管理者職務代理者。

（水道事業管理者職務代理者水道部長登壇）

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 御上程いただきました議案第98号 令和8年度吹田市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

水道部では、災害リスクの軽減・分散の観点から地下水源の拡充を図り、片山浄水所における水処理

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

能力を増強することを計画しております。今回の補正は、当該計画の実現に必要な井戸用地を適正な価格で取得するため、固定資産取得費の追加をお願いするものでございます。

議案書の381ページをお願いいたします。

第1条は、本補正予算の総則を定めるものでございます。

第2条は、資金的収入及び支出のうち、支出の予定額の補正でございまして、第1款 資金的支出の第1項 建設改良費を1,400万円増額し、資金的支出の総額を37億6,578万4,000円とするものでございます。

以上が、補正予算第1号の内容でございしますが、382ページ、383ページに補正予算実施計画、補正予算貸借対照表及び補正予算キャッシュフロー計算書で、今回の補正により変更のございますところを記

載しております。

また、議案参考資料といたしまして、103ページに、井戸用地取得の概要をお示ししておりますので、併せて御参照いただきまして、よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○橋本 潤議長 説明が終わりました。

質問は後日に受けることにいたします。

○橋本 潤議長 以上で本日の会議を閉じたいと存じます。

次の会議は9月9日（水曜日）午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

（午前10時54分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	橋 本 潤	
吹田市議会議員	山 根 建 人	
吹田市議会議員	野 田 泰 弘	
吹田市議会議員	清 水 亮 佑	